

利用案内書

1. 首都高速道路 E T C 路線バス割引とは

(1) 概要

首都高速道路 E T C 路線バス割引（以下、「E T C 路線バス割引」といいます。）とは、路線バスを運行する事業者（以下「路線バス事業者」といいます。）を対象とした E T C システムの利用を前提とする首都高速道路の通行料金の割引制度です。

E T C 路線バス割引の適用を受けるには、事前に、所定の要件を満たす路線バス事業者から当社への申込み及び当社の認定といった各種手続が必要なほか、実際の割引の適用においては諸条件があります。

(2) 割引の額

首都高速道路での E T C 無線通行 1 回に対して、39%の割引率を適用した金額（1円未満の端数は切り捨て）を割り引きます。

(3) 他の割引との関係

E T C 路線バス割引は、深夜割引を除き、他の割引との重複適用がありません。

E T C 路線バス割引が適用されたご利用分については、例えば、利用区間に応じた割引や、利用した経路による割引が適用されないほか、大口・多頻度割引において、その算定母数には含まれません。

【E T C 路線バス割引を適用した通行料金の例】

例 1) 大型車料金 2,040 円（割引なし）の場合

E T C 路線バス割引額： $2,040 \text{ 円} \times 39\% = 795.6 \text{ 円} \Rightarrow 795 \text{ 円}$

割引適用後の通行料金： $2,040 \text{ 円} - 795 \text{ 円} = \underline{1,245 \text{ 円}}$

例 2) 大型車料金 2,040 円（深夜割引 [20%割引] と重複適用）の場合

深夜割引適用後の通行料金： $2,040 \text{ 円} \times 80\% = 1,632 \text{ 円} \Rightarrow 1,630 \text{ 円}$

E T C 路線バス割引額： $1,630 \text{ 円} \times 39\% = 635.7 \text{ 円} \Rightarrow 635 \text{ 円}$

E T C 路線バス割引適用後の通行料金： $1,630 \text{ 円} - 635 \text{ 円} = \underline{995 \text{ 円}}$

例3) 大型車料金 1,240 円 (環境ロードプライシング割引 220 円適用後) の場合
環境ロードプライシング割引適用前料金 : $1,240 \text{ 円} + 220 \text{ 円} = 1,460 \text{ 円}$
E T C 路線バス割引額 : $1,460 \text{ 円} \times 39\% = 569.4 \text{ 円} \Rightarrow 569 \text{ 円}$
割引適用後の通行料金 : $1,460 \text{ 円} - 569 \text{ 円} = \underline{891 \text{ 円}}$

2. 割引の適用を受けるために

(1) 申込みの要件

以下のすべての要件を満たす場合に限り、申し込みが可能です。

- ① ETCコーポレートカードを所持していること
- ② 路線バスとして運行する全車両に、路線バス指定有りとしてセットアップされたETC車載器を用意していること
- ③ 首都高速道路ETC路線バス割引利用約款及びETCシステム利用規程その他のETCシステムの利用に関する定めを遵守すること

(2) ETCコーポレートカード

ETCコーポレートカードは、別途、カード発行会社※への利用申込み、承認等が必要となり、カードの貸与を受けるまでには相応の日数を要するため、それを考慮の上、首都高速道路のETC路線バス割引への申込みをご検討ください。

※ カード発行会社：東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社。

(3) ETC車載器のセットアップ

ETC路線バス割引の申込みにおいては、車載器セットアップ情報のひとつ、「路線バス指定の有無」が「有」となっていることも必要です。

お手数をおかけいたしますが、ETC車載器セットアップ申込書（お客様保存用）の「路線バス指定の有無」欄が「有」となっていることを、路線バスとして運行する全車両について、事前にご確認ください。

重要
※申請書とともに登録してください。

ETC 車載器セットアップ申込書 (Web用)

(軽、普通、小型、大型特殊自動車用) (お客様保存用)

様式4の1-A

申込書番号

申込日 年 月 日

1. 申込者
※車載器セットアップのため、本人確認をさせていただきます。また、個人情報保護のため、FAXで送らぬようお願いいたします。
 私は、裏面のETCシステム利用規程を承諾し、2.の車両でETCを利用したいので、6.のETC車載器にセットアップを申し込みます。

お名前	フリガナ		
ご住所	フリガナ	都府県	市区町
電話番号	() () () () () ()	その他の電話番号	() () () () () ()

2. 車両情報
 自動車登録番号
 又は車両番号

3.けん引装置の有無	4.路線バス指定の有無	5-1.ハイブリット車	5-2.自動運転の機能
該当する項目に ✓印をつけてください	該当する項目に ✓印をつけてください	該当する項目に ✓印をつけてください	該当する項目に ✓印をつけてください
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

6. 車載器
 車載器登録番号

4. 路線バス指定の有無の「有」にチェックがついていることをご確認ください。

7. セットアップ取扱店

セットアップ 事業者名	申込受付	申込書・車両 確認	セットアップ 実施	取付実施	備考・取扱店特記事項
登録店 名称	(印)	(印)	(印)	<input type="checkbox"/> 取付実施 <input type="checkbox"/> 持ち帰り <input type="checkbox"/> 既設	
登録番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

4. 路線バス指定の有無

該当する項目に
✓印をつけてください

有
無

安全に走行していただくためのお願い

乗車時には・・・

- ・ETCカードの有効期限を確認してください。
- ・ETCカードを確実に挿入し、正常に動作することを確認してください。

安全な走行時には・・・

- ・ETCレーンには十分な車間距離と時速20km以下の安全速度で走行してください。
- ・ETCレーンでの並走・追い抜きは禁止です。

ETCレーンが混雑した時には・・・

- ・後続車両の混雑につながる可能性がありますので、絶対に車をバックさせないでください。

セットアップの際の注意事項

セットアップ済みの車載器には、ETCカードが格納されていますので、次のため、必ず再セットアップを行なってください。

- ・A 車載器を他の車両に付け替え
- ・I 車両のナンバープレートが変更
- ・U 車両をけん引できる構造に改

必要な再セットアップを行わずに走り続けると、不正走行とみなされる場合があります。

※裏面のETCシステム利用規程をご覧ください。

なお、「路線バス指定の有無」が「無」となっている車両につきましては、車載器の再セットアップが必要となります。再セットアップに係る日数を考慮いただきつつ、まずは当社までご相談ください。

3. 各種手続きに際してのご案内

(1) 当社窓口

E T C 路線バス割引や各種手続きに関するお問い合わせは、以下のとおりです。
まずはお電話にてご連絡ください。

首都高速道路株式会社 ETC 路線バス割引係

電話番号 03-4564-4490

(平日 9:00~17:00 土・日・祝日・12/29~1/3 を除きます。)

(2) 申し込まれる方（お手続きされる方）

お申込みにおいて、事前に所持いただく E T C コーポレートカードは、「個人又は法人」単位で、あるいは「事業協同組合」の名においてその「組合員」の分について、カード発行会社への利用申込みがなされますが、首都高速道路 E T C 路線バス割引につきましては、路線バス事業者から直接、当社へお申し込みいただく必要があります。

路線バス事業者が、事業協同組合の組合員として E T C コーポレートカードの貸与を受けていらっしゃる場合でも、事業協同組合（契約者）ではなく、路線バス事業者（組合員）からのお申込みとなります。

(3) メールアドレス等のご用意

各種手続きに際して、紙面とは別に一部、当社とのやりとりを電子メールで行う必要がありますので、メールアドレスのご用意をお願いいたします。

また、手続資料の中には、Microsoft Excel のファイルを用いるものがあります。これを開き、更新できるパソコン環境のご準備もお願いいたします。

Excel のバージョンは最新のものが見たいですが必須ではなく、ファイルの拡張子が .xlsx でも、.xls でも、当社の対応は可能です。

4. 各種手続き

(1) 新規の利用申込み

利用申込みにあたっては、以下の期限までに「首都高速道路E T C路線バス割引利用申込書（別記様式第1）」、「路線認定事項申請資料（別記様式第2）」及び「個別認定事項届出資料（別記様式第3）」と次表の添付書類を提出してください。ただし、「路線認定事項申請資料（別記様式第2）」及び「個別認定事項届出資料（別記様式第3）」は、Excelデータをメールに添付して提出してください。

当社は、提出された書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該申込みを認定し、「首都高速道路E T C路線バス割引認定書」を交付します。なお、期限までに申込みをした場合でも、提出書類の不備等により利用開始予定日までに認定ができない場合がありますので、早めにお手続きください。

【期限】 利用開始予定日の2週間前（当日が土・日・祝日の場合は前営業日）

【添付書類】

添付書類	備考
経営許可申請書の写し （道路運送法第5条第1項）	必須
許可書の写し （同法第4条第1項）	必須
路線別時刻表	必須（共同運行便を含む場合は、便ごとに運行会社を明示すること）
事業計画変更認可申請書の写し （同法第15条第1項）	申込内容に関する変更がある場合
認可書の写し （同法第15条第1項）	申込内容に関する変更がある場合
事業計画変更（事前・事後）届出書の写し （同法第15条第3項、第4項外）	申込内容に関する変更がある場合
運行計画設定（変更）届出書の写し （同法第15条の3）	申込内容に関する変更がある場合
その他道路運送法に基づく手続き書類の写し	上記添付書類にて申込内容が確認できない場合

(2) 路線認定事項の変更手続き

次表の事項に変更が生じる場合には、以下の期限までに「首都高速道路E T C路線バス割引変更申請書（別記様式第4）」及び「路線認定事項申請資料（別記様式第2）」と次表の該当する添付書類を提出してください。ただし、「路線認定事項申請資料（別記様式第2）」は、E x c e lデータをメールに添付して提出してください。

当社は、提出された書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該変更申請を認定し、「首都高速道路E T C路線バス割引変更認定書」を交付します。なお、期限までに変更申請をした場合でも、提出書類の不備等により変更予定日までに変更認定ができない場合がありますので、早めにお手続きください。

【期限】 変更予定日の2週間前（当日が土・日・祝日の場合は前営業日）

【変更事項と添付書類】

変更事項	添付書類
路線名	・ 事業計画変更認可申請書及び認可書の写し（道路運送法第15条第1項）又は、事業計画変更（事前・事後）届出書の写し（同法第15条第3項、第4項外） ・ 運行計画設定（変更）届出書の写し（同法第15条の3） ・ その他道路運送法に基づく手続き書類の写し（上記添付書類にて変更事項が確認できない場合） ・ 路線別時刻表（共同運行便を含む場合は、便ごとに運行会社を明示すること）
首都高速道路の利用区間	
運行回数	
運行開始日	
運行終了日	

(3) 個別認定事項の変更手続き

次表の事項に変更が生じた場合には、以下の期限までに「個別認定事項届出資料（別記様式第3）」の E x c e l データをメールに添付して提出してください。

【期限】 変更が生じた日の属する月の末日（当日が土・日・祝日の場合は前営業日）

【変更事項】

変更事項	備考
E T Cカード番号（有効期限を含む）	E T Cコーポレートカード番号16桁を6桁・4桁・5桁・1桁の区切りごとに半角で記載してください。有効期限は、月（半角2桁）、年（半角2桁）をそれぞれ記載してください
E T C車載器管理番号	E T C車載器セットアップ証明書記載の車載器管理番号を5桁・8桁・6桁の区切りごとに半角で記載してください
車両番号	陸運支局等（全角4桁まで）、分類番号（半角3桁まで）、用途（全角1桁）、一連番号（半角4桁まで）を記載してください 例）品川 999 ん 1234

※ 届出の際にはご注意ください

個別認定事項の変更の届出に際しては、変更がある組合せだけでなく、変更がないものを含む、すべての組合せに関する E x c e l データを提出いただく必要があります。

(4) その他の変更手続き

次表の事項に変更が生じる場合には、すみやかに「首都高速道路E T C路線バス割引変更届（別記様式第5）」と該当する添付書類を提出してください。

【変更事項と添付書類】

変更事項	添付書類
事業者名 (代表者名のみの変更を除く)	事業計画変更の届出の写し（道路運送法施行規則第66条第1項）
事業者所在地	同上
事業者連絡先 (電話番号及びメールアドレス)	不要

※ 代表者の変更があった場合の当社への連絡、お手続きは、どちらも不要です。

(5) 解約手続き

E T C路線バス割引の利用の必要がなくなったときは、「首都高速道路E T C路線バス割引解約申出書（別記様式第6）」をご提出ください。

5. 割引の適用条件

E T C路線バス割引は、次の2つの条件のいずれも満たす場合に、適用されます。

- ・ 1通行毎の条件を満たしていること
- ・ 月上限回数の範囲内でのご通行であること

それぞれの条件について、以下にご説明いたします。

(1) 1通行毎の条件

(ア) 個別認定事項の組み合わせ

通行の際に利用したE T Cカード番号、E T C車載器管理番号及び車両番号が、当社へ申込み又は届け出た個別認定事項の組み合わせに合致している必要があります。

(イ) E T C車載器セットアップ情報

E T C車載器セットアップ情報のひとつ、「路線バス指定の有無」が「有」となっていることも必要です。

利用申込み時にご確認いただく要件の一つですが、当社の認定後に新たに配備されたバスや、E T C車載器を変えた場合についても、この点漏れがないようご確認ください。

(2) 月上限回数の範囲内であること

当社が認定した路線（経路）における運行回数等を基に、当社が月単位で設定する割引を認める首都高速道路の利用回数を、「月上限回数」と言います。

首都高速道路の入口から出口までの通行ごとに1回と数え、これが月上限回数の範囲にある通行分が対象となります。

（月上限回数の算定方法は、以降に別途説明します。）

なお、月上限回数を超えた通行分については、通常的大型車料金となります。

6. 月上限回数の算定方法

月上限回数は、当社が認定した路線認定事項申請資料にある運行回数と、暦を考慮して、該当月それぞれに以下のとおり算出します。月上限回数は、月ごと、同じ月でも年ごとに変動します。

$$\begin{aligned} \text{月上限回数} &= (\text{月曜日の運行回数 A} \times \text{日数 B}) \\ &+ (\text{火曜日の運行回数 A} \times \text{日数 B}) \\ &\quad \vdots \\ &+ (\text{日祝の運行回数 A} \times \text{日数 B}) \\ &+ \text{月別の運行回数 C} \end{aligned}$$

(A) 曜日別の運行回数

当社が認定した路線認定事項申請資料にある運行回数を、路線や首都高速道路の入口、出口といった区別、あるいは時刻表から読み取れる回数と続行便といった時刻表からは読み取れない回数も区別なく合算し、路線バス事業者全体での曜日別の運行回数を算出します。

(B) 該当月の曜日の日数

該当月の曜日ごとの日数を数えます。

月曜日から土曜日の、祝日や振替休日、国民の休日は、日曜日と合わせて「日祝」として数えます。

なお、年末年始として12月30日から1月3日は、月上限回数の算定において特別に「日祝」として扱います。12月29日は通常の曜日どおりの扱いとする点にもご注意ください。

この年末年始の特別な扱いは、ゴールデンウィークやシルバーウィークも含め、他にはいたしません。年末年始限定となります。

(C) 月別の運行回数

Aの曜日別の運行回数と同様、当社が認定した路線認定事項申請資料にある運行回数から、路線バス事業者全体での月別の運行回数を算出します。

ここには、Aで算出した曜日別の運行回数は、当然含みません。

また、月別の運行回数のうち、定期の季節運行として認定したものは、毎年このCの運行回数に含まれます。

しかし、年月を特定して不定期分として認定したものは、特定した年月にのみ対象となり、翌年の同月分には含みません。翌年の同月にも路線バスとして運行される場合には、改めて変更申請いただき、認定を受けて初めてCの運行回数に含まれます。

7. よくあるご質問

(1) ETC路線バス割引が適用された通行料金の請求・支払方法は？

ETC路線バス割引の適用の有無に関わらず、ETCコーポレートカードを利用して通行した首都高速道路の利用額は、ひと月分をすべてまとめて当社からETCコーポレートカード契約者に請求します。

請求書の発送は、ご利用月の翌月中旬です。お支払は、請求書記載の期限（原則、請求書発送月の末日）までに、指定口座へお振込みください。

(2) ETC路線バス割引の適用の有無や割引済みの料金はいつ・どこで確認できるのか？

ETC路線バス割引の適用の有無や割引済みの料金は、当社からのETCコーポレートカードに係る通行料金の請求時に確定します。詳細は、ETCコーポレートカード契約者に請求書と併せて送付する利用明細書でご確認いただけます。

事業協同組合の組合員の路線バス事業者は、事業協同組合を通じて利用明細書をご確認ください。

なお、ETC車載器、ETC利用照会サービス、ETC利用履歴発行プリンターにおいて確認できる内容には、ETC路線バス割引は反映されません。

(3) 認定路線バスによる利用回数が月上限回数を超えてしまった。認定路線バスによる通行であっても月上限回数までしかETC路線バス割引の適用はないのか？

認定路線バスによるご利用であっても、月上限回数を超えた場合には、その理由に関わらず、ETC路線バス割引は適用されません。

運行回数の変更等があった場合は、上記「4. (2) 路線認定事項の変更手続き」のとおりお手続きください。

(4) 渋滞のため認定を受けた首都高速道路の利用区間とは異なる利用をした。ETC路線バス割引は適用されるのか？

上記「5. 割引の適用条件」を満たしていれば、ETC路線バス割引は適用されます。ただし、認定した利用区間と実際の利用区間が著しく異なる場合には、路線バス事業者に対して調査を行うことがあります。

(5) 認定を受けた首都高速道路の利用区間の途中、渋滞を避けるため一般道を利用してう回し、再度首都高道路を利用した。月上限回数との関係はどうなるのか？

例えば、通常であれば首都高速道路を東関道接続から空港中央西までご利用のため利用回数は1回であっても、渋滞のため東関道接続から途中の浦安西で降り、再度臨海副都心から空港中央西までご利用になった場合、利用回数は2回となります。

万が一これを理由に月上限回数を超えた路線バスによるご利用があっても、E T C路線バス割引は適用されません。

このようなお客様事由のう回による利用回数の増加を考慮して、月上限回数を増やすような措置はいたしません。

なお、事故等による通行止めのため、当社が指定した出口から一旦首都高速道路を出て、当社が認めた時間内及び入口から再び利用（う回）した場合は、最初のご通行と、再度のご通行を合わせて1回の通行とみなすため、利用回数は1回となります。

（6）認定路線バスによる利用回数が月上限回数を超えた場合、E T C路線バス割引が適用される通行はどれか？

原則、毎月1日0時から利用日時順に月上限回数に達するまでの認定路線バスの通行についてE T C路線バス割引が適用されます。ただし、一部例外もありますので、ご了承ください。

（7）月上限回数を超えたため、E T C路線バス割引が適用されなかった認定路線バスの通行料金はいくらか？

通常的大型車料金となります。なお、E T C路線バス割引以外の割引（環境ロードプライシング割引や大口・多頻度割引等）は、通常的大型車と同様に適用されます。

（8）請求書（利用明細書）を確認したところ、支払ができていない認定路線バスでの利用があったため通行料金を支払いたい。その場合、E T C路線バス割引が適用された料金になるのか？

お申し出のあった月の2か月前までのご利用分については、利用月の月上限回数の範囲内であればE T C路線バス割引を適用した料金となります。ただし、お申し出のあった月から2か月を超えるご利用分については、通常的大型車料金（ただし、上記（7）に記載のE T C路線バス割引以外の割引のうち、大口・多頻度割引を除きます。）となります。

なお、当該通行料金は、お申し出のあった月の翌月に送付する通行料金等請求書において調整金として請求します。

※ お申し出が月初にあった場合、上記「2か月」とあるのは「3か月」と、「翌月」とあるのは「当月」となる場合があります。

(9) 普段、E T C路線バス割引の適用を受けているE T Cカード・E T C車載器・車両の組み合わせによって、路線バス以外の用途（回送や貸切）でE T C無線通行をすることはできるのか？

E T C無線通行することが可能です。ただし、普段はE T C路線バス割引の対象となるバスの、路線バス以外でのご利用は、課金車種が特大車となります。

最初の料金所で一般車線又はサポート車線(混在車線も可)を通行し、いったん停車して(ETC 専用料金所の場合はインターホンにて)係員に、回送や貸切など路線バス以外の用途で通行するため特大車のE T C料金で通行したい旨、お申し出ください。

その後は、E T Cカードを忘れずに車載器に挿入し、そのまま出口までE T C無線通行でご利用ください。

(10) 車両故障時の代替車や続行便を考慮して、首都高速道路を普段は路線バスとしては利用しないETCカード・ETC車載器・車両の組み合わせを登録しておいてもよいですか？

E T C車載器セットアップの情報のひとつ、「路線バス指定の有無」が「有」となっているE T C車載器(車両)であれば登録いただけます。ただし、認定した利用区間と実際の利用区間が著しく異なる場合には、路線バス事業者に対して調査を行うことがあります。

「路線バス指定の有無」が「無」となっているE T C車載器(車両)は、路線バス割引の適用外であり、登録はできません。

路線バスのセットアップがされておらず、普段は特大車となる車両にて路線バスを運行する場合は、課金車種が大型車となります。

最初の料金所で一般車線又はサポート車線(混在車線も可)を通行し、いったん停車して係員(ETC 専用料金所の場合はインターホンにて)に、路線バスのため大型車のE T C料金で通行したい旨、お申し出ください。

その後は、E T Cカードを忘れずに車載器に挿入し、そのまま出口までE T C無線通行でご利用ください。

なお、E T C路線バス割引以外の割引(環境ロードプライシング割引や大口・多頻度割引等)は、通常的大型車と同様に適用されます。